

各 都道府県 市民後見担当（部）局 御中  
指定都市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

### 市民後見人の育成及び活用に向けた取組について

日頃より、成年後見制度をはじめとした高齢者の権利擁護の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記については、昨年6月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）され、本年4月1日に施行されます。

つきましては、都道府県においては同法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向けて、下記の内容を参考に取り組むよう管内市町村に周知いただくとともに、市町村の取組に対する支援等をお願いいたします。

なお、本文書については最高裁判所家庭局と協議済みであることを申し添えます。

### 記

#### 1. 市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。

市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

## 2. 養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成 23 年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものであるため、市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに 4 月中旬を目途に掲載されますので参考にしてください。

## 3. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

## 4. その他必要な措置

### （1）養成研修修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があります。

なお、登録の適否を検討するため、選考委員会等を活用することも必要です。

### （2）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

## 5. 「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成 24 年度予算案において実施か所数を 40 か所に倍増しているため、管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室  
電話：03-5253-1111（内線 3871、3966）  
直通：03-3595-2168（夜間）